

1. 計画の位置付け

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」
- ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条に基づく基本計画
- ・以下の計画を包含する

- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」※¹第6条に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」※²（以下、※¹、※²についてそれぞれ「女性活躍推進法」、「女性活躍推進計画」という。）
- ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」※¹第2条に基づく「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」※²（以下、※¹、※²についてそれぞれ「配偶者暴力防止法」、「DV防止基本計画」という。）
- ◇「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」※¹第8条第3項に規定される「市町村基本計画」※²（以下、※¹、※²についてそれぞれ「困難女性支援法」、「困難女性支援計画」という。）

2. 策定の背景

①社会経済状況の変化

少子高齢化の進展、労働力人口の減少、未婚・単独世帯の増加、人生100年時代の到来、女性の就業率の増加、女性の高い非正規雇用労働者割合、諸外国と比較し低水準な政治分野や管理職における女性の割合、コロナ禍によるジェンダーに起因する課題の顕在化、社会のデジタル化の進展、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

②国の動向

○「配偶者暴力防止法」改正（令和2年4月施行）

- ・相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が追加され、法文上にも明確化

○「女性活躍推進法」改正（令和2年6月～順次施行）

- ・一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公表の義務の対象の拡大
- ・ハラスメント防止対策の強化

○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正（令和3年6月施行）

- ・政党その他の政治団体の取組の促進や国・地方公共団体の施策を強化

○「育児・介護休業法」改正（令和4年4月～段階的施行）

- ・男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等

○「困難女性支援法」（令和4年5月公布、令和6年4月1日施行）

- ・困難を抱える女性支援の根拠法の売春防止法からの脱却。多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、先駆的な女性支援を実施する「民間団体との協働」といった視点を取り入れること等を明記

③さいたま市の現状

全国平均を下回って推移する合計特殊出生率、自然減に転じた人口、急激に増加することが予想される高齢化率、世帯の小規模化の進展、全国・県平均と比較し深いM字カーブ、一部解消はみられるものの根強く残る固定的な性別役割分担意識

3. 策定にあたって

- ・令和4年4月 市長より「さいたま市男女共同参画推進協議会」（以下「協議会」という。）へ諮問
- ・令和5年3月 協議会から市長へ答申として「提言書」を提出
- ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目的、基本目標を踏まえ、協議会からの「提言書」を最大限尊重し、第5次計画を策定する

4. 提言書概要（計画骨子）

（1）基本理念

「ひと」と「ひと」 市民一人ひとりが人権を尊重しあい 共に生きるさいたま市の実現」

（2）計画期間

- ・令和6年度から令和10年度までの5年間
- ・期間中においても男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、第次計画を取り巻く環境が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを実施する

（3）重点事項

- ①男性にとっての男女共同参画の推進
- ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ④女性の経済的自立に向けた取組の推進
- ⑤DV被害者の安全確保と支援体制の充実
- ⑥DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実

（4）計画の目標及び体系

7つの目標、26の施策の方向を計画の体系とする。

| 目 標 | 施策の方向 |
|---|---|
| I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり | ① 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究 ② 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知 ③ 市民・事業者との連携の推進 ④ 男女共同参画推進センター機能の充実 |
| II 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり | ① 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消のための啓発の推進 ② 男性にとっての男女共同参画の推進 【重点1】 ③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 【重点2】 ④ メディアにおける男女共同参画の推進 |
| III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり | ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 【重点3】【女活】 ② あらゆる分野における女性の参画の拡大 |
| IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり | ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ② 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 【女活】 ③ 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進 |
| V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり | ① 働く場における男女の均等待遇の促進 ② 女性の経済的自立に向けた取組の推進 【重点4】【女活】 |
| VI だれもが安心して暮らせるまちづくり | ① ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備 【困難】 ② 子ども・若者が安心して生活を送るための支援 【困難】 ③ 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 【困難】 ④ 性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり 【困難】 ⑤ 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進 |
| VII ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり | ① ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 【DV】【困難】 ② ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進 【DV】【困難】 ③ DV被害者の安全確保と支援体制の充実 【重点5】【DV】【困難】 ④ DV被害者の自立支援の充実 【DV】【困難】 ⑤ DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実 【重点6】【DV】【困難】 ⑥ 民間団体との連携・協働 【DV】【困難】 |

【重点】：重点事項 **【女活】**：女性活躍推進計画 **【DV】**：DV防止基本計画 **【困難】**：困難女性支援計画

(5) 推進事業・数値目標の設定

- ・各分野の課題や目指すべき方向性を踏まえたうえで適切な設定を行う。
- ・数値目標は、事業の成果を男女共同参画の観点から把握できるような適切な指標とするとともに、現状と今後の見通しや、事業の実施により得られる効果を踏まえ適切に設定する

5. 計画策定スケジュール

| 年度 | 月 | 次期基本計画 | 庁内関係等 | 男女共同参画推進協議会 | 議会 |
|----|----|----------------------------|---|--|--------------|
| 5 | 4 | 計画策定作業 | | | |
| | 5 | (骨子案作成) 計画概要提示 | ・庁内事業調査実施 | 第86回 R5年度第1回 【次期計画策定について】 | |
| | 6 | (素案作成) | ↓ | | |
| | 7 | (素案調整) (素案) | ・庁内確認[素案] ↓ ・男女共同参画推進本部会議 [素案] | 第87回 R5年度第2回 (外部評価に伴うヒアリング) | |
| | 8 | | | 【素案意見依頼】 ↓ 第88回 R5年度第3回 (8月末) 【次期計画素案について】 | |
| | 9 | | | | 議会報告 [素案] |
| | 10 | パブリック・コメント (素案に対する意見募集) | | | |
| | 11 | パブリック・コメント結果集計 (計画案作成) | ・庁内確認 [計画案] | | |
| | 12 | (計画案調整) ↓ (計画案) | ↓ | | |
| | 1 | | | 第89回 R5年度第4回 【次期計画案について】 | |
| | 2 | | 男女共同参画推進本部会議 [計画案] | | |
| | 3 | | 《基本計画公表》 《パブリック・コメント結果公表》 | | |